

衆議院 第十回 国会 大蔵委員会議録 第三十四号

(四〇九)

昭和二十六年三月十四日(水曜日)
午前十一時二十四分開議出席委員
委員長 夏堀源三郎君

理事奥村又十郎君 理事小山 長規君

島村 一郎君

塚田十一郎君 苦米地英俊君

西村 直己君

三宅 則義君

宮崎 靖君

宮腰 嘉助君

竹村 奈良一君 深澤 義守君

総理府事務官

外國公債管理官

大蔵政務次官 西川基五郎君

大蔵法規課長 佐藤 一郎君

大蔵事務官 酒井 俊彦君

銀行局長 舟山 正吉君

農林政務次官 島村 軍次君

委員会の出席者、海外同胞団に關する特別委員長 若林 義孝君

外務事務官 借入金審査室長 池田千嘉太君

大蔵事務官 預金部資金課長 高橋 俊英君

専門員 椎木 文也君

専門員 黑田 久太君

三月十二日

企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)(予)

保稅倉庫法及び保稅工場法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一号)

公庫の予算及び決算に関する法律案
(内閣提出第一〇三号)

農業共済再保險特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

出席委員
同(高木松吉君紹介)(第一一七二号)

同(福田繁方君紹介)(第一一九九号)

同(木下榮君外一名紹介)(第一二〇〇号)

同(原彌君外一名紹介)(第一二七六号)

同(菅家喜六君外一名紹介)(第一二七七号)

朝倉病院の医療施設に対する免稅等の請願(堤ツルヨ君紹介)(第一二二三号)

未復員者給与法の適用範囲拡大に関する請願(堤ツルヨ君紹介)(第一二三〇号)

税率に対する物品税撤廃及び関税(田中元君紹介)(第一二七四号)

原油に対する関税率撤廃の請願(満尾君亮君紹介)(第一二七五号)

本日の会議に付した事件

農林漁業資金金融通特別会計法案(内閣提出第七六号)

資金運用部資金法案(内閣提出第一号)

資金運用部資金法案(内閣提出第七六号)

外國為替資金特別会計法案(内閣提出第八一号)

資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、及び三月五日付託された資金運用部特別会計法案、及び三月八日付託されました資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、及び三月十二日付託された資金運用部資金法案、及び三月十五日付託された資金運用部特別会計法案、及び三月十八日付託された資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、及び三月二十二日付託された資金運用部特別会計法案、及び三月二十八日付託された資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、及び三月二十九日付託された資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、並びに昨十三日付託されました保険及郵便年金特別会計の積立金を簡易生命保険法及び郵便年金特別会計の積立金を簡易生命保険法昭和二十四年法律第六十九号)の規定に基き保険契約者に貸し付ける場合及び郵便年金法昭和二十四年法律第六十九号)の規定に基き年金契約者、年金受取人又は年金継続受取人に貸し付ける場合においては、この限りでない。

○夏堀委員長 これより会議を開きます。

去る三月二日本委員会に付託されました資金運用部預託金として受け入れた資金は、郵便貯金の日常の払いもどしに必要な資金を除く外、資金運用部に預託しなければならない。

○夏堀委員長 これより会議を開きます。

去る三月二日本委員会に付託されました資金運用部預託金として受け入れた資金は、郵便貯金の日常の払いもどしに必要な資金を除く外、資金運用部に預託しなければならない。

2 政府の特別会計(資金運用部特別会計)を除く)の歳入歳出の決算上の剩余金を積み立てた積立金は、すべて資金運用部に預託しなければならない。但し、簡易生命保険契約者に貸し付ける場合及び郵便年金法昭和二十四年法律第六十八号)の規定に基き保険契約者に貸し付ける場合及び郵便年金法昭和二十四年法律第六十九号)の規定に基き年金契約者、年金受取人又は年金継続受取人に貸し付ける場合においては、この限りでない。

(国庫余裕金及び特別会計の余裕金の運用)

第三条 国庫余裕金は、資金運用部率により利子を附する。

一 約定期間三年以上一年未満のもの 年三分五厘

二 約定期間一年以上三年未満のもの 年四分五厘

三 約定期間三年以上五年未満のもの 年五分

四 約定期間五年以上のもの 年五分五厘

4 第二項の規定により約定期間満了前に払いもどしを行つた金額に対しては、その金額の預託されていた期間が三月末満のときは利子を附さず、三月以上のときは、前

金運用部への預託の方法による令の規定により資金運用部に預託されたもの並びに資金運用部特別会計の積立金及び余裕金を資金運用部資金として統合管理し、その資金を確実且つ有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄与せしめることを目的とする。

(資金運用部の預託の義務)

第二条 郵便貯金として受け入れた資金は、郵便貯金の日常の払いもどしに必要な資金を除く外、資金運用部に預託されたい資金(以下「資金運用部預託金」といいう)の契約上の預託期間(以下本条中「約定期間」という)は、三月を下らないものとする。

資金運用部預託金の約定期間満了前の払いもどしを受けようとするときは、預託者は、その払いもどしを受けようとする日前三十日をこえない範囲内で大蔵大臣が定める期間以前に、あらかじめその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

資金運用部預託金には、左の利率により利子を附する。

一 約定期間三年以上一年未満のもの 年三分五厘

二 約定期間一年以上三年未満のもの 年四分五厘

三 約定期間三年以上五年未満のもの 年五分

四 約定期間五年以上のもの 年五分五厘

金運用部への預託の方法による令の規定により資金運用部に預託されたもの並びに資金運用部特別会計の積立金及び余裕金を資金運用部資金として統合管理し、その資金を確実且つ有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄与せしめることを目的とする。

第四条 第二条若しくは前条第一項又は他の法律若しくは政令の規定により資金運用部に預託された資金(以下「資金運用部預託金」といいう)の契約上の預託期間(以下本条中「約定期間」という)は、三月を下らないものとする。

資金運用部預託金の約定期間満了前の払いもどしを受けようとするときは、預託者は、その払いもどしを受けようとする日前三十日をこえない範囲内で大蔵大臣が定める期間以前に、あらかじめその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

資金運用部預託金には、左の利率により利子を附する。

一 約定期間三年以上一年未満のもの 年三分五厘

二 約定期間一年以上三年未満のもの 年四分五厘

三 約定期間三年以上五年未満のもの 年五分

四 約定期間五年以上のもの 年五分五厘

項の規定にかかわらず、その期間に応じ左の利率により利子を附する。

一 預託された期間が三月以上。未満のとき 年三分

二 預託された期間が一年以上。未満のとき 年四分

三 預託された期間が三年以上。未満のとき 年四分五厘

四 資金運用部預託金に対する貸付

五 地方債

六 地方公共団体に対する貸付

七 特別の法律により設立された法人(第三号に規定する法人を除く)で國、第三号に規定する法人及び地方公共団体以外の者

の規定により期限前の払いもどしをした日の外、約定期間一年以上

の資金運用部預託金に対しては、その約定期間満了の日又は第二項の規定により期限前の払いもどしをした日の外、約定期間一年以上

の資金運用部預託金に対しては、毎年三月三十一日及び九月三十日

に、当該預託金の経過預託期間に対する第三項又は前項の規定によ

る利子を支払う。

六 資金運用部預託金に対する預託金証書を発行する。

七 資金運用部預託金並びに資本特別会計の積立金及び余裕金は、大蔵大臣が管理及び運用する。

八 資金運用部預託金は、他の政府資金と区分して経理するものとする。

九 資金運用部預託金は、左に掲げるるものに運用することができる。

一〇 資金運用部預託金は、左に掲げるものに運用することができる。

一一 資金運用部預託金は、左に掲げるものに運用することができる。

二 国に対する貸付

三 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない。

四 前号に規定する法人に対する貸付

五 地方債

六 地方公共団体に対する貸付

七 特別の法律により設立された法人(第三号に規定する法人を除く)で國、第三号に規定する法人及び地方公共団体以外の者

の規定により期限前の払いもどしをした日の外、約定期間一年以上

の資金運用部預託金に対しては、毎年三月三十一日及び九月三十日

に、当該預託金の経過預託期間に対する第三項又は前項の規定によ

る利子を支払う。

八 資金運用部預託金に対する預託金証書を発行する。

九 資金運用部預託金並びに商工組合中央金庫(以下本項中「金融機関」という。)の発行する債券

十 資金運用部預託金に対する資金運用部資金の額は、資金運用部資金の総額の三分の一をこ

十一 資金運用部預託金並びに資金運用部預託金の取扱手続

十二 資金運用部預託金に対する預託金証書を発行する。

十三 資金運用部預託金の取扱手續

十四 資金運用部預託金の管理及び運用

十五 資金運用部預託金並びに資金運用部預託金の取扱手續

十六 資金運用部預託金並びに資金運用部預託金の取扱手續

十七 資金運用部預託金並びに資金運用部預託金の取扱手續

置

第八条 資金運用部資金の運用を適正にするため、總理府の附屬機關として資金運用部資金運用審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の権限)

第九条 審議会は、大蔵大臣の諮問に応じ、資金運用部資金の運用の方針及び条件その他資金運用部資金の運用に関する重要事項を調查審議する。

二 審議会は、資金運用部資金の運用に關し、大蔵大臣に隨時意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第十条 審議会は、内閣総理大臣、大蔵大臣、郵政大臣及び委員十人以内で組織する。

二 審議会の委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 地方財政委員会委員長

二 大蔵事務次官

三 厚生事務次官

四 郵政事務次官

五 経済安定本部副局長

六 会計検査院事務總局次長

七 日本銀行監裁

八 学識又は経験のある者三人以内

九 前項第八号の委員は、内閣総理大臣が任命し、その任期は、二年とする。

十 審議会の会長及び副会長は、非常勤とする。

十一 内閣総理大臣は、審議会の会長として、会務を總理する。

し、会長に事故があるときは、会長の指名する副会長が会長の職務を行う。

(資金運用部資金運用計画の諮問)

第十二条 大蔵大臣は、毎年度資金運用部資金の運用に關して必要な計画を定め、あらかじめ審議会の議に付さなければならない。その計画を変更しようとするときも、また同様とする。

(資金運用部資金運用報告書)

第十三条 大蔵大臣は、毎年度資金運用部資金運用報告書を作成し、当該年度経過後四月以内に、審議会に提出しなければならない。

(資金運用部資金運用報告書)

第十四条 前項の報告書には、当該年度の運用資産の異動に関する重要な事項を記載するとともに、当該年度末現在の資金運用部の貸借対照表を添附しなければならない。

(審議会の運営に関する細目の政令への委任)

二 前項に定めるものを除く外、審議会の運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(審議会の運営に関する細目の政令への委任)

三 第十四条 前項に定めるものを除く外、審議会の運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(資金運用部資金の出納執行命令の委任)

四 第十五条 大蔵大臣は、資金運用部資金の出納執行命令の委任

五 日本勸業銀行は、前項の規定により払いもどしを受けた債券収入金等の資金及び同銀行がこの法律施行前に臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律第四項の規定により払いもどしを受けた債券収入金等の資金で同銀行が現に保有するもの(以下「債券収入金等の払いもどし金」という。)を管理しなければならない。

六 債券収入金等の払いもどし金の損益の計算の方法及び当該損益の帰属について必要な事項は、政令で定める。

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 預金部預金法(大正十四年法律第二十五号)は、廢止する。

3 この法律施行の際大蔵省預金部に属する資産及び負債は、資金運用部に属するものとする。

4 前項の規定により資金運用部に属した負債のうち旧臨時資金調整法(昭和十二年法律第八十六号)第一項に規定する証券並びに同法第十三条第一項に規定する貯蓄債券及び報酬債券の発行に因る収入金並びにこれらの証券の買入償却益及び支払未済の元本又は割増金(以下「債券収入金等」という。)で、日本勸業銀行から大蔵省預金部に臨時資金調整法の廢止に伴う措置に関する法律(昭和二十三年法律第二十一号)第四項の規定により預入された資金は、同項の規定に定められた割合をもどすものと定めなければならない。

5 日本勸業銀行は、前項の規定により払いもどしを受けた債券収入金等の資金及び同銀行がこの法律施行前に臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律第四項の規定により払いもどしを受けた債券収入金等の資金で同銀行が現に保有するもの(以下「債券収入金等の払いもどし金」という。)を管理しなければならない。

6 債券収入金等の払いもどし金の損益の計算の方法及び当該損益の帰属について必要な事項は、政令で定める。

コトヲ得に改める。

第十一条中「運用」を「出納」に改め

る。

第十四条の次に次の二条を加え

る。

第十五条 資金運用部資金法施行

ノ際本特別会計積立金ニ属

易生命保険法ノ規定ニ基ク保険

運用資産ノ内預金部預金、簡

年金受取人又ハ年金継続受取人

ニ対スル貸付金以外ノモノニ付

テハ当分ノ間本特別会計ノ積立

金ニ属スル運用資産トシテ之ヲ

保有スルコトヲ得

第七条 農業共済再保険特別会計法

(昭和十九年法律第十一号)の一部

を次のように改正する。

第九条第一項中「大蔵省預金部

ニ預入ルベシ」を「資金運用部ニ預

託スルコトヲ得」に改める。

第十条中「国債ヲ以テ保有シ又

ハ大蔵省預金部ニ預入レ」を「資金

運用部ニ預託シ」に改める。

第八条 自作農創設特別措置特別会

計法(昭和二十一年法律第四十四

号)の一部を次のように改正する。

第六条中「大蔵省預金部に預け

入れ」を「資金運用部に預託す」に

改める。

第九条 財産税等収入金特別会計法

(昭和二十一年法律第五十三号)の一

部を次のように改正する。

第五条中「大蔵省預金部に預け

入れ」を「資金運用部に預託す」に

改める。

第十条 開拓者資金通特別会計法

(昭和二十二年法律第七号)の一部

を次のように改正する。

第六条中「国債を以て保有し、

又は大蔵省預金部に預け入れ」を

「資金運用部に預託し」に改める。

を次のように改正する。

第六条中「大蔵省預金部に預け

入れ」を「資金運用部に預託す」に

改める。

第十二条第一項中「国債を以て

保有し、又は大蔵省預金部に預け

入れ」を「資金運用部に預託す」に

改める。

第十三条第一項中「国債を以て保有し

又は大蔵省預金部に預け入れ」を

「資金運用部に預託し」に改める。

第十四条第一項中「国債を以て保有し

又は大蔵省預金部に預け入れ」を

「資金運用部に預託す」に

改める。

第十五条第一項中「国債を以て保有し

又は大蔵省預金部に預け入れ」を

「資金運用部に預託す」に

改める。

第十六条第一項中「国債を以て保有し

又は大蔵省預金部に預け入れ」を

「資金運用部に預託す」に

改める。

第十七条第一項中「国債を以て保有し

又は大蔵省預金部に預け入れ」を

「資金運用部に預託す」に

改める。

第十八条第一項中「国債を以て保有し

又は大蔵省預金部に預け入れ」を

「資金運用部に預託す」に

改める。

第十九条第一項中「国債を以て保有し

又は大蔵省預金部に預け入れ」を

「資金運用部に預託す」に

改める。

第二十条第一項中「国債を以て保有し

又は大蔵省預金部に預け入れ」を

「資金運用部に預託す」に

改める。

又は大蔵省預金部に預け入れ」を

「資金運用部に預託し」に改める。

第十五条第一項及び第二十四条

一部を次のように改正する。

第十九条第一項及び第二十四条

一部を次のように改正する。

第二十条第五項中「大蔵省預金部

に預け入れ」を「資金運用部に預託

す」に改める。

第七条の見出し中「預入」を「預

託」に改め、同条中「大蔵省預金部

に預け入れ」を「資金運用部に預託

す」に改める。

第十二条第一項中「預入」を「預

託」に改め、同条第一項中「大蔵省

預金部に預け入れ」を「資金運用部

に預託す」に改める。

第十三条第一項中「預入」を「預

託」に改め、同条第一項中「大蔵省

預金部に預け入れ」を「資金運用部

に預託す」に改める。

第十四条第一項中「預入」を「預

託」に改め、同条第一項中「大蔵省

預金部に預け入れ」を「資金運用部

に預託す」に改める。

第十五条第一項中「預入」を「預

託」に改め、同条第一項中「大蔵省

預金部に預け入れ」を「資金運用部

に預託す」に改める。

第十六条第一項中「預入」を「預

託」に改め、同条第一項中「大蔵省

預金部に預け入れ」を「資金運用部

に預託す」に改める。

第十七条第一項中「預入」を「預

託」に改め、同条第一項中「大蔵省

預金部に預け入れ」を「資金運用部

に預託す」に改める。

第十八条第一項中「預入」を「預

託」に改め、同条第一項中「大蔵省

預金部に預け入れ」を「資金運用部

に預託す」に改める。

二十五年法律第六十二号)の一部

を次のように改正する。

第十九条第一項及び第二十四条

一部を次のように改正する。

第二十条第五項中「大蔵省預金部

に預け入れ」を「資金運用部に預託

す」に改める。

第七条の見出し中「預入」を「預

託」に改め、同条第一項中「大蔵省

預金部に預け入れ」を「資金運用部

に預託す」に改める。

第十二条第一項中「預入」を「預

託」に改め、同条第一項中「大蔵省

預金部に預け入れ」を「資金運用部

に預託す」に改める。

第十三条第一項中「預入」を「預

託」に改め、同条第一項中「大蔵省

預金部に預け入れ」を「資金運用部

に預託す」に改める。

第十四条第一項中「預入」を「預

託」に改め、同条第一項中「大蔵省

預金部に預け入れ」を「資金運用部

に預託す」に改める。

第十五条第一項中「預入」を「預

託」に改め、同条第一項中「大蔵省

預金部に預け入れ」を「資金運用部

に預託す」に改める。

第十六条第一項中「預入」を「預

託」に改め、同条第一項中「大蔵省

預金部に預け入れ」を「資金運用部

に預託す」に改める。

第十七条第一項中「預入」を「預

託」に改め、同条第一項中「大蔵省

預金部に預け入れ」を「資金運用部

に預託す」に改める。

第十八条第一項中「預入」を「預

託」に改め、同条第一項中「大蔵省

預金部に預け入れ」を「資金運用部

に預託す」に改める。

法律の廃止等に関する法律(昭和二十二年法律第四十二号)の一部

を次のように改正する。

第十九条第一項及び第二十四条

一部を次のように改正する。

第二十条第五項中「大蔵省預金部

に預け入れ」を「資金運用部に預託

す」に改める。

第七条の見出し中「預入」を「預

託」に改め、同条第一項中「大蔵省

預金部に預け入れ」を「資金運用部

に預託す」に改める。

第十二条第一項中「預入」を「預

託」に改め、同条第一項中「大蔵省

預金部に預け入れ」を「資金運用部

に預託す」に改める。

第十三条第一項中「預入」を「預

託」に改め、同条第一項中「大蔵省

預金部に預け入れ」を「資金運用部

に預託す」に改める。

第十四条第一項中「預入」を「預

託」に改め、同条第一項中「大蔵省

預金部に預け入れ」を「資金運用部

に預託す」に改める。

第十五条第一項中「預入」を「預

託」に改め、同条第一項中「大蔵省

預金部に預け入れ」を「資金運用部

に預託す」に改める。

第十六条第一項中「預入」を「預

託」に改め、同条第一項中「大蔵省

預金部に預け入れ」を「資金運用部

に預託す」に改める。

第十七条第一項中「預入」を「預

託」に改め、同条第一項中「大蔵省

預金部に預け入れ」を「資金運用部

に預託す」に改める。

第十八条第一項中「預入」を「預

託」に改め、同条第一項中「大蔵省

預金部に預け入れ」を「資金運用部

に預託す」に改める。

高年五分五厘まで五厘刻みとし、法定すること。

一、資金運用部資金の運用の対象は、国、地方公共団体、國または地方公共団体に準ずる法人及び金融債に限る金融債の五割、一つの金融機関の一回に発行する金融債の六割を越えてはならないこととする。

一、資金運用部資金運用審議会を設置し、その組織及び権限について規定すること。

一、各特別会計の積立金で、現に預金部預金以外の方法で運用されているものについては、この法律施行の際、資金運用部にその資産を引継ぎ、その資金は、資金運用部に預託されるものとすること。但し、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金のうち、預

金部預金及び契約者貸付金となつているもの以外の運用資産は、それが償還される都度資金運用部預託金に受け入れることとし、当分の間は同特別会計の積立金に属する運用資産として保有せしめること。

一、債券収入金預金は、四月一日に全部日本勧業銀行に払いもどし、同銀行に管理されること。

一、簡易生命保険及び郵便年金の支払は、政府が保証する旨法制化すること。

以上でござります。

次に資金運用部特別会計法案提出の理由を御説明申し上げます。

今回政府におきましては、政府資金の統合管理の目的をもちまして、別途今国会に資金運用部資金法を提出いた

が、この資金運用部資金法を実施いたすことになりました場合に、資金運用の三分の一、一つの金融機関の発行する金融債の五割、一つの金融機関の一回に発行する金融債の六割を越えてはならないこととすること。

一、資金運用部資金運用審議会を設置し、その組織及び権限について規定すること。

一、各特別会計の積立金で、現に預金及び付属収入をもつてその戻入とし、資金運用部預託金の利息、資金運用部資金の運用損失金、運用手数料、事務取扱費、繰越損失の補填金、繰替費用の運用損失金及び付國諸費をして、その戻出とすることとしたそとをする点であります。

第六点は、その他予算及び決算の作成及び提出に関する手続等、特別会計に必要な規定を設けることとしたそととする点であります。

次に資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

今回政府におきましては、別途今国会に資金運用部資金法を提出いたしまして御審議を願つてゐるのとあります。

第一は資本の増加に関する点でござります。すなわち、これまで整備計画

に資本の増加に関する点でござります。すなわち、これまで整備計画

に資本の増加に関する点でござります。すなわち、これまで整備計画

に資本の増加に関する点でござります。すなわち、これまで整備計画

に資本の増加に関する点でござります。すなわち、これまで整備計画

第四点は、決算上不足を生じた場合には、積立金から補足することとし、なお不足する金額は一般会計から補足することといたしまして、第二点とある部資金の運用に伴う歳入歳出を一般会計と区分して、その経理の状況を明確にいたしますため、資金運用部特別会計を設けて経理することが適当と考えられますので、この法律案を提出した次第であります。

その内容の要点を御説明申し上げますと、第一点は、この会計は大蔵大臣が管理することといたしまして、その歳入歳出につきましては資金運用部資金の運用利殖金、一般会計からの繰入とし、資金運用部預託金の利息、資金運用部資金の運用損失金、運用手数料、事務取扱費、繰越損失の補填金、繰替費用の運用損失金及び付國諸費をして、その戻出とすることとしたそとをする点であります。

第五点は、この会計において支払い上現金に不足があるときは、資金運用部資金を繰りかえ使用することができるようにいたそとをする点であります。

第六点は、その他予算及び決算の作成及び提出に関する手続等、特別会計に必要な規定を設けることとしたそととする点であります。

次に資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

今回政府におきましては、別途今国会に資金運用部資金法を提出いたしまして御審議を願つてゐるのとあります。

第一は資本の増加に関する点でござります。すなわち、これまで整備計画

に資本の増加に関する点でござります。すなわち、これまで整備計画

に資本の増加に関する点でござります。すなわち、これまで整備計画

に資本の増加に関する点でござります。すなわち、これまで整備計画

に資本の増加に関する点でござります。すなわち、これまで整備計画

の再建整備計画の認可は、現在までにはほとんど終了したのであります。そこで、この法律案を提出する理由を御説明申し上げます。

次に企業再建整備法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を行おうとします。

まず第一の点は、現行法によりますと私設保税倉庫の庫主は、その保管貨物の輸入税について一切の責任を負うことになつておりますのを、災害によつて滅失した貨物または税關長の承認

ることは從来通りとするとともに、長期間にわたつて旧会社が第二会社を占有的に支配することを防止するため、その第二会社の株式について有する議決権の行使につきましては、主務大臣の監督を受けることとしております。

第三は資産の処分に関する点でござります。整備計画に定めた特別経理会社の旧勘定の資産、その他今後の事業運営について不必要的資産の処分は、一部改正法施行に伴う規定の整備を行つたため、この法律案を提案いたしました次第でございます。

第四は、資産の処分が未済であります。従つてこの際特別経理会社の解除上現金に不足があるときは、資金運用部資金を繰りかえ使用することができないようにいたそととする点であります。

第五は、資産の処分が未済であります。従つてこの際特別経理会社の解除上現金に不足があるときは、資金運用部資金を繰りかえ使用することができないようにいたそととする点であります。

第六は、資産の処分が未済であります。従つてこの際特別経理会社の解除上現金に不足があるときは、資金運用部資金を繰りかえ使用することができないようにいたそととする点であります。

第七は、資産の処分が未済であります。従つてこの際特別経理会社の解除上現金に不足があるときは、資金運用部資金を繰りかえ使用することができないようにいたそととする点であります。

第八は、資産の処分が未済であります。従つてこの際特別経理会社の解除上現金に不足があるときは、資金運用部資金を繰りかえ使用することができないようにいたそととする点であります。

第九は、資産の処分が未済であります。従つてこの際特別経理会社の解除上現金に不足があるときは、資金運用部資金を繰りかえ使用することができないようにいたそととする点であります。

第十は、資産の処分が未済であります。従つてこの際特別経理会社の解除上現金に不足があるときは、資金運用部資金を繰りかえ使用することができないようにいたそととする点であります。

第十一は、資産の処分が未済であります。従つてこの際特別経理会社の解除上現金に不足があるときは、資金運用部資金を繰りかえ使用することができないようにいたそととする点であります。

第十二は、資産の処分が未済であります。従つてこの際特別経理会社の解除上現金に不足があるときは、資金運用部資金を繰りかえ使用することができないようにいたそととする点であります。

八

を経て滅却せられた貨物については、責任を免除することとするとともに、庫主が供託する保管貨物の輸入税の担保の種類を従来の金銭または国債証券のほか、税關長の確実と認める社債にまで拡張することいたしました。

第二の点は、(税金) つまりました保税庫及び保税工場の特許手数料の徴収に関する根拠を、財政法の規定の趣旨にかんがみ、法律に規定するところに、加工貿易振興のため特に必要があるときは、特許手数料を低減または免除できることとして、加工貿易の助長に資することいたしました。

第三の点は、以上のような保税倉庫及び保税工場の正規の営業を助長することといたしました反面、制定以来改正を見ずに今日に至つたため、著しく他の法規に比べて均衡を失している罰則の規定を整備して、これらの制度に伴う違反行為の取締りの確実性はかかるごとにいたしました。

○夏堀委員長 農林漁業資金融通特別委員会
会計法案、外国為替資金特別会計法案、在外公館等借入金の返済の準備に関する法律案の三案を一括議題として、質疑を行なう。

○酒井政府委員　ただいまお尋ねのあ
りました二十二万件と申しますのは、
この前申し上げましたように、申請の
出で参りましたものが二十二万件でござ
いまして、必ずしも在外公館でこの
法律で申しております借入金として借
り入れたものでないものを、申請者の
方でこれに適用があるのではないかと、
いう誤解のもとに提出されたものを含め
ますと、二十一万件の申請になる、
こういうことでありますて、このうち
ただいま申し上げましたような借入金
の性質を有していないものを除きます
と、大体十三万数千件になるのではないか
といふことになります。

○深澤委員　戦争による在外資産の被
害書といふものは、實に莫大なものがある
と想うのでありますが、これはそれ
に関連しての全部の申請であると思う
わけであります。従つて当然借入金返済
の問題に該当すべきものとして申請
したもののが、拒否されたということに
なりますと、そこに相当問題があると
思うのです。戦争によつて被害を受け
た人と政府との間に、相當の問題があ
ると思うのであります。その具体的
な内容をやはりわざわざ一応知る必
要があると思うのです。この法
案を出して来ました場合におきまして
も、何らこれに関するところの資料と
いうものが提出されていないのであり

すればいいのですが、今のようない御答弁ではわれ／＼はなはだ了解に苦しむのであります。大体二十一万件の申請が出て来たが、その二十一万件の内容がどういうものであるか、それから該当しないとして未確認になつたもの七万件はどういうものであつたか、あとに残つた十三万件は大体どういうものであるかといふ、概略的な資料でもお出し願わなければ、どうもこの法案の審議の資料としては、不十分ではないかというふうに考えるわけであります。従つてこの資料の提出を委員長からひとつお願ひしたいと思ひます。

第二にお聞きしたいことは、今度のこの法律は大体確認したものと評価するといふことが内容らしいのです。そうするとその前に、二十一万件中十三万件といふものが大体関係があるだろうとして残されているのであります。が、これを確認する問題がまだ相当残つてゐるのであります。そうすると十三万件の確認は、どういう方法によつておやりになるか。その点をひとつお伺いしたいと思うのであります。

○酒井政府委員 お尋ねのありました十三万件の確認でござりますが、これは実は「在外公館等借入金整理準備審査会法」という昭和二十四年の法律によりまして、審査会で逐次確認をいたしておりますのでござります。先ほど申しました十三万件も審査会の確認を経て、これが借入金であるかどうかということが決定するのであります。二十一万件のうち十三万件くらいのところ申しましたのは、大体の推定でござります。従つてこれは審査会の審査の

結果確認すべきものとなるか、あるいは確認すべからずという結論が出来ますか、これは審査会の審議にまかしてあるわけであります。なお詳細の点につきましては、外務省から係官が参つておりますので、そちらから説明を願いたいと思います。

○池田説明員 今御質問になつたのは大蔵省の方ですが、外務省の方からこの問題についての一応の御説明を願いたいと思います。

○竹村委員 関連して伺います。大体三十三万件は推定だということは了承いたしましたが、その十三万件が大体該当するであろうと推定された根拠、これに対してもいろいろ問題があると思つのですが、たとえば邦人を海外から本国に送還する場合の費用等を借り

入れられたものか、あるいは向うにおける生活費を補うために借り入れられた分、あるいはまたそういうようないろいろな面があると思うのですが、そういう種類別等がわかつておれば聞かしてもらいたい。

それからもう一つは十三万件は一体どこであつた。在外資産の借り入れと申しましてもいろいろあると思います。樺太にもあるだろうし、おそらく朝鮮、上海、満州、そのほかいろいろありますが、地域別では大体どんなところかその点を明らかにしてもらいたいと思います。

○池田 説明員 この借入金の審査にあたりまして、借り入れた金をどう支出したかという点においても審査会で一検討しておりますが、これは経費が非常に種々雑多でありますし、救済並びに引揚げのためということになつております。それには救済金も引揚げの直接の費用もありますし、引揚げのための中国側との折衝の費用とか、それから貧困者を救済するとか、いろいろな費用がありまして、これを一々分類したものは今手元にございません。

それから第二点につきまして、借り入れた先、借入者は一体どう分布されているかといふことにについて、請求書につきまして一応事務局で調べましたところによりますと、これは中国地区の大使館、公使館、領事館などのあるところは、それをもちろん含みますが、ああいう混乱した事態でありますて、それ以外の、在留民のみあつて公館の手の及ばなかつたところでも、借入金が行わたれたと見られるところもあると思うのでございまして、そういう種類をあげますと、中国地区で借入金

を提供了した先といふものが六百五十九、それから南満地区は外務省の公館といふものはほとんどありません。お

もに自治団体が中心になつております

が、それが南満地区では百五、それから北満地区では二百十三、朝鮮地区では

は百七十四、南方地区三百九十九、そ

れの他の地区といふようになります

が、その通りだと思うのであります

が、その点についてはわかるだけの資

料でけつこうでありますから、御提出

詳細はわからぬ、種々雑多だといふ

頗るたい。

それからもう一つは、借入金がどこ

に使われたかといふことは国の責任で

あります、それがたして完全に救

済するために使つておろうと使つてお

まるいと、そういうことは返済のとき

には別に問題にならない。借入金を借

りたと、うだけ返済する義務がある

と私たちも考えておるのである。それが

使い道はどこに使われておるかわから

ない。それはいたし方がありますが、しかし借入金をする場合におい

て、その借入金を認めた根拠、たとえ

ば当然これは送還するために出したものである。あるいは聞くところによれば、たとえばこういう形で、内地に送

で送金したといふことは聞いているわけなんです。そういうようなものがどういうふうに取扱われているかといふ点を聞かしてもらいたいということと、それからもう一つは借入金を返済するところの一人当たりの最高額は、大体どのくらいに

なつておるのか。これをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○池田説明員 ただいまの御質問でありますが、借入金の審査にあたりま

ては、大体法律の第一条によりましてやつておるのでございまして、どうい

う使途に使われたかということは、お

説の通り借入金の性格に直接影響はないものと思われますので、何十口と

か、多いのは数万口も借り入れたとい

う場合に、それを一々どれがどこに当

るということを調査することはなかなか困難でありますので、何十口と

審査会においても慎重に考慮しまして審査しておるのでございます。

それから最高額はどのくらいかとい

う点につきましては、これは換算の問

題がありますから、単純に金額のみを申しても適切かどうかわかりません

が、一応数額の上から行きますと、一

口儲備券の一億円というものが、あるい

は最高ではないかと思つております。

○深澤委員 この借入金の問題は、貸

した方の人の申請を審査してどのくら

いあるかといふことをきめるらしいの

ですが、そうでなくして、在外公館があ

るのと、それから貸した方の人の申請

の当時これだけ借りたといふことを

日本政府におそらく報告してあると思

う。その在外公館から報告されてある

公館もありますし、そのほか法人、自

治団体あるいはそれに準ずるものとい

う規定がありまして、もちろん在外公

館について、あるいは主要なる法人、

自治団体の借り入れた数などは、大体

あるようでございます。この点は御承

知の通り終戦後書き物とか何とかいう

ものを全部持つて帰えることが、原則

的に禁止されたというような状態であ

りまして、こういう点が審査上非常に困難を来たしておる原因にもなつてお

るわけでございます。

○深澤委員 在外公館の報告の中に

は、一応儲備券の一億円といふものは

報告されておるのであります。

○深澤委員 そうすると食い違ひはど

んなことになつておるのですか。在外

公館の報告したものと、貸した者の政

府に対するところの申請額との開き

は、どのくらいあるのですか。

○池田説明員 政府あるいは自治団体

で借りましたものは、いろいろの関係

で国会の方の法律改正によりまして、

申請期間を六十日も延ばしましたけれ

申請の方方が少いということになるので申請の方方が少いということになるので申請の方方が少いということになるので申請の方方が少い

申請の方方が少い

有するものでしょか。それともそぞういう單なる、あつたんだといふ事を通知する程度のものでしょか。

○酒井説明員 ただいまお話をよう

に、確認済みのものにつきましては、在外公館等借入金確認証書というものを逐次交付をいたしております。しか

しながらこの確認証書は現地通貨、たとえば法幣の幾らとか、あるいは儲備券の幾らとかいち現地通貨建で借入金を確認しておりますのであります。これ

が実際にどのくらい日本の通貨で返つて来るかということは未確定であります。そこで、今度の法律におきましてその評議を審議するのに苦しむのです。それ

で漠然とした状態でもいいですか、一度何か資料をもらわなければ、ただ漠然としておつて、われくこの法律成反対の決意をするわけに行かないと思ふのです。従つて外務省当局から今までの審査の経過を概要でいいですか

ら、一応資料の御提出を願いたいと思

います。委員長からせひそういうふうにおとりはからい願いたいと思いま

す。

○東郷委員長 明日午前中までに資料

ができますか。

○池田説明員 ひとつできるだけ

申しあげます。

○宮原委員 関連して……この問題

につきましては、すでに債権者となる

ものと、それから貸した方の人の申請

とを照し合せて、審査をするといふこ

とにしなければならぬと思うのです

が、在外公館があの終戦直後において

借り入れた額の政府に対する報告は

大体幾らくらいになつておるか。こう

いうことが明確になつております。

○深澤委員 そうしますと、在外公館

が政府に報告したものと申しますと、申請の有無を比較すると、申請者の申

請の有無を比較すると、申請者の申

ておるのであります。○宮腰委員 そうすると、確認後に大体証券といふもの、いわゆる有価証券の性質のようなものを受け取ることになりますが、予算処置ができなければなりませんが、予算処置ができなければただちに支払いができないから、支払は将来なんだ、こういうことになつた場合に、農地調整法によつた農地証券のような運命になる心配がありますが、金のある者はどんく割引きして貰い、資力の弱いために引揚者なんか結構倒されるという心配がありますので、この点は今後農地証券と同一運命にならぬよう、まだ内容がわかりませんが、状況によつてはあるはこられるかもわかりませんが、ぜひ農地証券のようないきなりないように十分御注意を願いたい。

○島村委員 この際ちよつとお伺いしておきたいのですが、なるほど政府に對して貸金があつた。ところがその当時は何か証書をいただいておつたのが、たまく帰国に際してそれを押収された、従つて何も証拠となるようなものがないというようの方が大分おありになるようですが、これらに対しても実際のお取扱上のお考えをお話いただければうこうです。

○池田説明員 大体領収書を持つて来られないのが原則なんですが、大分多くの場合持つて来られるようでございます。それで先ほど申しましたように、こちらに現地から来ていいのも、証書がないのを出してはいけないと言つてはいない

書がなくとも自分の記憶により、あるいは何かの方法で出しているのがござります。そんなのは合帳によりまして現在までのところは処理しております。

○苦米地(英)委員 ちょっと遅れて来ましたが、もう一度承りたいのですが、確認をいたします場合の条件で、せんたつてちよつと大蔵省関係の方から聞きましたのですが、もう一度はつきり……。

○竹田説明員 この確認の条件といったしましては、「二十四年六月公布されました法律の第一条に書いてあります」が、御参考までに読みますと、「この法律において「借入金」とは、太平洋戦争の終結に際して在外公館又は法人自治団体若しくはこれに準する団体が、そのもとに在留邦人から借り入れた資金をいう。」といふこの条件に合います。

○苦米地(英)委員 今のお話をわけますと、借り入れた主体とそれからその費用に充てるため國が後日返済する条件を認めているわけであります。

○苦米地(英)委員 今のお話をわけますと、借り入れた主体とそれからその費用あるいは現地における救濟費その他ものとして借り入れたものを確認するのであります。そういうわけで、そいつでは、正規借入証といふものが必

要だという話であったのですが、正規借入証といふのはどういうものであるか伺いたい。

○酒井政府委員 先般申し上げました正規の借入証と申しますのは、正規と規借入証といふのはどういうものであ

うのではありません。昭和二十年九月に外務大臣から在外公館長あてに出しました訓電におきまして、最後に「之を

整理する事致すべきに附、其の用途、金額明細出来得る限り証憑書類等を整備し保存し置かれ度」という訓電が出ております。一方、在外公館側でもそういう証憑書類をとりますと同時に、貸した者に対して借りたという証拠を渡すという措置がとられたということ

かと思います。渡すという場合は、もう一度はつきりお伺いしておきたいのですが、それは相互扶助であるあるいは借入金に認めるとかいうようなことをやられたというよろしくな問題がありまして、これは全般的にずっとな

りまして、これは全般的にずっとな

法案のできることを望んでおつたのであります。一応この法案につきましては、も懇談会を催しまして、審議をする機会を持つことができたのであります。きわめて複雑多岐にわたります借上金に関する返済の事務でありますので、相当困難を感じておることだと思うのであります。そこで、海外同胞引揚特別委員会といたしましては、政府を極力督励いたしまして、あるいはすでに御説明があつたとと思うのですが、二万件の確認証を渡すことができ、今月末にはまた約一万ばかりのものが渡せるというような運びになつております。一日千秋の思いでこれが現物化されることを望んでおるのであります。この法案はそのことに対する道の光明を見出せる感がある法案であります。この法案そのものがすべてを解決するとは思わないのですけれども、遅々として進まざるこの事件に対しまして、まず一步前進といふところの法案であろうかと思うのでありますけれども、まず今日の段階においては、これが妥当であるということこの段階で進むのがまず当を得ておるというような気持ちを、海外同胞引揚特別委員会としては持っておりますので、この大蔵委員会におきまして、何とぞ海外同胞引揚に開する特別委員会の意向を御了承くださいまして御審議を願いたいと、特に委員各位に対してお願いを申し上げる次第であります。どうぞよろしくお願いいたします。

府から明確な御答弁がない。特にこの際農林政務次官つまり農政通である農林政務次官についてお聞きしておきたいのであります。大体この法律を出されて、たとえば、農林関係におけるところの土地改良等に対し、長期資金を融通するということになつておるのでござりますが、それに対する利子等がつきまとつてあります。そこで私は政務次官にお聞きいたしたいのでございますが、たとえば現在のような状態のもとにおいて、土地改良をやりまして、多額の長期資金を借りました場合に、この利子で——もちろん一般利子から行くと、これは安いではなしやが、こういうふうに言われるかもしれません、しかし実際ににおいて、現在のよくな状態のもとにおいて土地改良をやつて、これだけの利子を払つて返済でき得る見込みがあるかどうか。そういう見通しをもつて政府はこういう法案を提出しなつたのかどうか。この点をまず最初にお伺いたしたいと思ひます。

いう見方をされる人もあるのであります。しかし現在この土地改良の急務は非常に全国的にとなえられて、増産効果というものは、わずかな土地改良によつて上げられるというところが相当残つておるわけであります。それらの問題となるべく早くこの特別会計によつて救済いたしたい。従つて申込みのものは、当分の間はその収益率の高いものが申込みを重ねて来る。収益率の低いものについては、漸次このペースに乗るように措置いたしたい、かような考え方で計算いたしておるわけであります。

○竹村委員 私は国内食糧自給の建前から考へても、土地改良の急務なることは当然だと思うのであります。そこで政務次官は大体その利用度の高率なところからこれを融通して行く。従つてこれは償還を期せられないことはない。その詳細な計画のもとにこれを立てた、こういうふうに承つたのであります。そこで私はお聞きしたいのであります。ですが、それでは現在農業以外のところでもやつておりますところの企業、たとえば現在やかましく言われております、何といいますか、時局産業、特需産業、そういうものは特別だと考へて、それはおくといたしましても普通の産業、と比べて、農業がはたしていわゆる拡大再生産になるような企業形態にあると考へておられるか。それをあると考へられなかつたならば、おそらくこれは返済できるという見通しはつかないのであります。ほかの企業と比べて同じように農業が拡大再生産でき得るような政策がとられておると考へておられるのか。その点をひとつお伺いたしたい。たとえば農産物と

いうものが生産費を償つておるかどうか。その点が重要な問題です。借金を返済できないと思います。その点をひとつお伺いいたしておきます。

○島村政府委員 他の産業に比して農業の収益率の少いことは御指摘の通りであります。かつた今日の段階にござましても、零細な農業經營でありますので、なお一層収益率が少くなる、こういうふうな関係になることも御指摘の通りといたします。そこで一般的に農業そのものが再生産に必要な多額の生産費を償うだけの産業であるかどうか、あるいはこれに対する政策をどうするか、ある意味においてとつては、生産費といふことに対しましては、もちろんなかなかむずかしい問題ではあると田舎のものであります。たとえば今日の米価あるいは麦価に比較しまして、生産費が物価の値上りによって相当高騰しえる。従つて収益率が現在の米価パリティによれば不十分であるということでも考えられるのであります。そこで貿易の面と輸入食糧との関係等を考慮まして、なるべく消費者の価格を上げないようにし、こうして米麦価はなるべく高くするという考え方で、農林省としては生産費主義をとつております。従来のパリティに比較しましては、少くとも二十六年度の米価決定にあたりましては、相当大幅なアルファーレートを加えて、すなわち生産費を償い得るものに近いようなものに持つて行くことについても、御了承願いたいと申します。そこで今回特別会計におきましては、これらの土地資本におきましては、國家資本となるべく投下して、

これらの農業經營に対する再生産に役立つような意味の國家資本投資をなるべく多くやるという建前から、特別会計も設けたような次第であります。漸次それらの方向に向つて、一面においては国家が資金的にこれらになるべく多額の資金を投するような政策をとることが、今日の農業政策としては、きわめて重要なことと考えて、予算案におきましても、特別会計においても、考慮いたした次第であります。

○竹村委員 もちろん土地改良あるいは農業方面に多額の資金を投する、その目的のためにやつたそりでございますが、しかしその目的のためにやられて、それが農業の増産になるが、それと同時にそれをやつた個人が返済できなくて、しかも拡大再生産になり得るような農政がやられない限り、いかに金をお貸しになつても、これは回収できなさい。従つて回収ができるかどうかといふことが問題なんです。初めから回収できなかつたらできないでもかまわぬのだという形でおやりになることは、政府としてはそういうことはやり得ない。従つて回収を目的にされる以上は、少くとも農業再生産ができる、しかもそれが拡大再生産になる。しかも資金は投資されても、それが拡大再生産になる、こういう見通しがはつきり立つておると言われるので、私はそのことを聞くのでござりますが、私は遺憾ながら現在の農政におきましては、少くともこれにいくら金を投資されても、これは回収でき得ないようになるのじやないかと、こういふうに考えるので、特にその点をはつきりさせたい。そこで米価、麦価の問題も、

パリティ計算をやめて、生産費に近いようなものをやられるといいますけれども、こんな論議は世間周知の事実で、生産費を償つてないということが、そういう一般論はここで繰返しませんが、そういうことははつきりかつておるわけであります。そこでそういう議会でも問題になつておりますから、は、日本国中——おそらく農林政務次官といえども知つておられる。米価審議会でも問題になつておりますから、ふうに生産費を償わないもので、政府はいろいろ米価をきめて買い上げておるから、私が一番心配するのはこれはお貸しになつても返済ができない。そこでこの返済できないときには一体どうなるかと、前に大蔵省に質問いたしましたと、大体八割は国庫で負担して、二割は貸した中金が責任を負うのだ、こういふことを言つておられるのです。が、そうなりますと、これは、八割国庫で負担される前に、この返済——貸した場合においてはそれに対するところの債権を、つまり返済を迫るためには、いろいろな方法を講ぜられると思うのですが、そういう点について、もし土地改良をやつて、そのときに投資をする。それは返済できない。そうするとその土地改良をやつた土地なんかは一体どうされるのですか。それをひとつ聞いておきたい。

では、別に何かの方針をお考になつておるのか。それをひとつ承りたい。

○島村政府委員 ただいまのお話は、農村の実情をよく御存じであれば、土地改良がいかに有効適切であつて、その道が現在の公共事業では満たされないといふものに対して考えて考へるのであります。しかして暗渠排水その他増産効果の上るといふもので取上げられない、国家資本の授下できないといふものに対して、しかも手取り早くやり得るといふものを主体に考えておることとは、今説明申し上げた通りであります。今回の資金計画でごらんの通りに、補助費を計上されておる補助事業のうちでも、大規模であつて取上げられた増産効果が多いところといつても、農民自身からいえば必ずしも負担額が低くはないというような土地についても、資金の申込みによつてそれ／＼審査の上でやるといふうふうな建設をとつておるのであつて、お話を点はこれは一つの抽象的な議論になるのであります、漸次拡大しまして、そらして資金の面においても回転がつくようなものについて考へておるのであります、むしろ国家的に考えまして、あるいはまた企業的に考えても、農業経営から考へても、今回の特別会計によつて相当大幅に取上げられるものがあるのであつて、御心配のような点は少いと思ひます。

的な採算すら全然無視されて行われてゐる。そこに日本の農民の苦しさがあるのです。だから私は根本的にはこの土地改良けつこうです。灌漑排水もやらなければならぬ。ところがとる方は公共的な性格で國家の権力でとつてゐる。だからその反面土地改良も灌漑排水も全部國家がめんどうを見る必要がある。こういう金融という形が高い利息をつけて返すような金でやらせると、いうことは、日本の実情にはぴつたり行かぬ。必ず失敗がある。この金が返せないような問題が必ず出て来るときも今主張しているわけですが、その問題は別として、この資金による効果の中でも、干拓の整地をやれば一反歩当たり三石五斗四升七合上るという効果が出ているわけです。今まで沼澤地であつたところを干拓をやつて整地をしたら、ただちに一反歩から三石五斗四升の収穫があるという経済効果を期待されているが、これはべらぼうな話であると私は考える。現在日本の非常な上田でも、三石五斗四升からの収穫を得るということとははなほだ困難である。ところが干拓をやると約六百町歩の土地において、すぐ三石五斗四升七合といふ経済効果が上るという資料が拿出しているのですが、こういう効果があるのはどこですか。それをひとつ具体的に御説明を願いたい。

やつたらいいわけでありますけれども、今金をつぎ込むということは普通の金融ベースに乗らないだらうから、これは子供がお乳を要求するがごとく、この改良については非常な申込みが殺到すると思う。干拓地は御承知のように、通りに経済効果が相当上るところでは、これは取上げないのですから、たゞ一つの例から申しますと、私の同郷の兒島湾であるとか、あるいは有明町など、実例から見ましても、平均反対三石三斗五升といふものは非常に高い経済効果だと言われるかもしませんが、事実そういうところもたくさんありますのであります。これら問題を取上げてやるということは、経済効果の上からいって非常に高いものであつから、千拓の整地をやらして、ただちに従来の工事を生かすといふような方法で、この資金面を取扱いたいといふことであります。

が出たので、それを基本にして要要求いたしましたのですが、国家財政の都合で二十億、見返り資金から四十億ということで、六十億に一應おちついたわけありますが、関係方面との関係があります。本年度は六十億であります。将来ひとつできるだけ御協力を得てこれの増加をはかりたい。なお外資等についてもできるだけの努力をいたしまして、農村の資金が低利でまとまるというようなことをいろいろ検討中であります。

○夏堀委員長 休憩いたします。
午後は郵政との合同審査会がありますからぜひ御出席を願います。

午後零時五十三分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十六年三月二十四日印刷

昭和二十六年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局